

規約改正(案)について

令和7年6月23日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

- 鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会規約(案)..... 1
- 雲出川外大規模氾濫減災協議会規約(案)..... 10
- 櫛田川外大規模氾濫減災協議会規約(案)..... 17
- 宮川外大規模氾濫減災協議会規約(案)..... 24

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会規約(案)

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び 第 15 条の 10 に基づく大規模
氾濫減災協議会として「鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を
設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、
社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連
携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び
二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト
対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各
構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等につい
て共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現
するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、
共有する。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第 4 条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－ 1 に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 流域治水課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 1 1 条 本規約は、平成 3 0 年 7 月 2 7 日から施行する。

令和元年 6 月 3 日 一部改正

令和元年 1 1 月 1 日 一部改正

令和 2 年 8 月 2 4 日 一部改正

令和 3 年 1 月 1 2 日 一部改正

令和 3 年 6 月 2 日 一部改正

令和 4 年 6 月 7 日 一部改正

令和 5 年 6 月 2 日 一部改正

令和 6 年 6 月 1 7 日 一部改正

令和 7 年 6 月 2 3 日 一部改正

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系
	海蔵川水系
	三滝川水系
	天白川水系
	金沢川水系
	堀切川水系
	中ノ川水系
	田中川水系
	志登茂川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 港湾・海岸課
	四日市建設事務所
	鈴鹿建設事務所
	四日市地域防災総合事務所
	鈴鹿地域防災総合事務所
市町	四日市市
	鈴鹿市
	亀山市
	菰野町
	朝日町
	川越町
企業	近畿日本鉄道株式会社
	四日市あすなろう鉄道株式会社

別表－３ 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	四日市建設事務所	所長	
	鈴鹿建設事務所	所長	
	四日市地域防災総合事務所	所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所	所長	
市町	四日市市	市長	
	鈴鹿市	市長	
	亀山市	市長	
	菰野町	町長	
	朝日町	町長	
	川越町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	
	四日市あすなろ鉄道株式会社 鉄道営業部	部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	副所長	幹事長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	係長	
気象庁	津地方気象台	防災管理官	
県	県土整備部 施設災害対策課	水防対策班長	副幹事長
	県土整備部 河川課	課長補佐兼 河川計画班長	副幹事長
	県土整備部 防災砂防課	課長補佐兼 砂防班長	
	県土整備部 港湾・海岸課	海岸整備班長	
	四日市建設事務所	副所長兼室長	
	鈴鹿建設事務所	副所長兼室長	
	四日市地域防災総合事務所	副所長兼室長	
	鈴鹿地域防災総合事務所	副所長兼室長	
市町	四日市市	危機管理統括部 危機管理課	課長
		都市整備部 河川排水課	課長
		健康福祉部 介護保険課	課長
		健康福祉部 高齢福祉課	参事兼課長
	鈴鹿市	危機管理部 防災危機管理課	課長
		土木部 河川雨水対策課	参事兼課長
		健康福祉部 長寿社会課	参事兼課長
		産業振興部 耕地課	参事兼課長
		都市整備部 都市計画課	参事兼課長
	亀山市	防災安全課	課長
		建設部 土木課	課長
		健康福祉部 地域福祉課	課長
	菰野町	総務課 安全安心対策室	室長
		都市整備課	課長
		健康福祉課	課長
	朝日町	防災環境課	課長
		産業建設課	課長
		保険福祉課	課長
	川越町	安全環境課 防災安全課	課長
		産業建設課	課長
		福祉課	課長

企業	四日市あすなろう鉄道株式会社 鉄道営業部 運輸課	運輸課長	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課	課長	

雲出川外大規模氾濫減災協議会規約(案)

雲出川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び 第 15 条の 10 に基づく大規模
氾濫減災協議会として「雲出川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を
設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、
社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連
携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び
二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト
対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るた
め、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第 4 条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－ 1 に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 流域治水課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 6月21日から施行する。

令和 元年 5月31日 一部改正

令和 2年 8月19日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

令和 4年 6月 7日 一部改正

令和 5年 6月 2日 一部改正

令和 7年 6月23日 一部改正

別表－１ 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系
	田中川水系
	志登茂川水系
	安濃川水系
	岩田川水系
	相川水系
	碧川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 港湾・海岸課
	津建設事務所
	松阪建設事務所
	津地域防災総合事務所
	松阪地域防災総合事務所
市町	津市
	松阪市
企業	近畿日本鉄道株式会社

別表－３ 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	津建設事務所	所長	
	松阪建設事務所	所長	
	津地域防災総合事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
市町	津市	市長	
	松阪市	市長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所		副所長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課		係長
気象庁	津地方気象台		防災管理官
県	県土整備部 施設災害対策課		水防対策班長
	県土整備部 河川課	課長補佐兼 河川計画班長	副幹事
		ダム班長	
	県土整備部 防災砂防課	課長補佐兼 砂防班長	
	県土整備部 港湾・海岸課	海岸整備班長	
	津建設事務所	副所長兼室長	
		君ヶ野ダム管理室長	
	松阪建設事務所	副所長兼室長	
	津地域防災総合事務所	副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所	副所長兼室長	
市町	津市	危機管理部 防災室	室長
		建設部 河川排水推進室	室長
		健康福祉部 高齢福祉課	課長
	松阪市	建設部 土木課	課長
		建設部 建設保全課	課長
		防災対策課	参事兼課長
		健康福祉部 高齢者支援課	参事兼課長
		健康福祉部 介護保険課	課長
		上下水道部 下水道建設課	課長
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課		課長

櫛田川外大規模氾濫減災協議会規約(案)

櫛田川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び 第 15 条の 10 に基づく大規模
氾濫減災協議会として「櫛田川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を
設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、
社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連
携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び
二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト
対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るた
め、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員
がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有す
る。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現
するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、
共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第 4 条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－ 1 に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 流域治水課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 6月21日から施行する。

令和 元年 5月31日 一部改正

令和 2年 8月19日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

令和 4年 6月 7日 一部改正

令和 5年 6月 2日 一部改正

令和 6年 6月17日 一部改正

令和 7年 6月23日 一部改正

別表－１ 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系
	三渡川水系
	阪内川水系
	金剛川水系
	中川水系
	笹笛川水系
	大堀川水系
	外城田川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部地方整備局 蓮ダム管理所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 港湾・海岸課
	松阪建設事務所
	松阪地域防災総合事務所
市町	松阪市
	多気町
	明和町
企業	近畿日本鉄道株式会社

別表－３ 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部地方整備局 蓮ダム管理所	所長	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	松阪建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
市町	松阪市	市長	
	多気町	町長	
	明和町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	副所長	幹事長
	中部地方整備局 蓮ダム管理所	専門官	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	係長	
気象庁	津地方気象台	防災管理官	
県	県土整備部 施設災害対策課	水防対策班長	副幹事長
	県土整備部 河川課	課長補佐兼 河川計画班長	副幹事長
	県土整備部 防災砂防課	課長補佐兼 砂防班長	
	県土整備部 港湾・海岸課	海岸整備班長	
	松阪建設事務所	副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所	副所長兼室長	
市町	松阪市	建設部 土木課	課長
		建設部 建設保全課	課長
		防災対策課	参事兼課長
		健康福祉部 高齢者支援課	参事兼課長
		健康福祉部 介護保険課	課長
		上下水道部 下水道建設課	課長
	多気町	建設課	課長
		総務課	課長
		健康福祉課	課長
	明和町	建設課	課長
		防災安全課	課長
		住民ほけん課	課長
		福祉総合支援課	課長
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課		課長

宮川外大規模氾濫減災協議会規約(案)

宮川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び 第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として「宮川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第 4 条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－ 1 に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 流域治水課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 7月30日から施行する。

令和 元年 6月19日 一部改正

令和 2年 8月25日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

令和 4年 6月 7日 一部改正

令和 5年 6月 2日 一部改正

令和 6年 6月17日 一部改正

令和 7年 6月23日 一部改正

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系
	大堀川水系
	江川水系
	外城田川水系
	神津佐川水系
	泉川水系
	五ヶ所川水系
	中の谷川水系
	伊勢路川水系
	大江川水系
	河内川水系
	村山川水系
	小方川水系
	古和川水系
	奥川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 港湾・海岸課
	松阪建設事務所
	伊勢建設事務所
	松阪地域防災総合事務所
	南勢志摩地域活性化局
市町	伊勢市
	多気町
	大台町
	玉城町
	度会町
	大紀町
	南伊勢町
企業	近畿日本鉄道株式会社

別表－３ 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方気象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	松阪建設事務所	所長	
	伊勢建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
	南勢志摩地域活性化局	局長	
市町	伊勢市	市長	
	多気町	町長	
	玉城町	町長	
	大紀町	町長	
	度会町	町長	
	大台町	町長	
	南伊勢町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所		副所長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課		係長
気象庁	津地方気象台		防災管理官
県	県土整備部 施設災害対策課		水防対策班長
	県土整備部 河川課	課長補佐兼 河川計画班長	副幹事
		ダム班長	
	県土整備部 防災砂防課		課長補佐兼 砂防班長
	県土整備部 港湾・海岸課		海岸整備班長
	松阪建設事務所	副所長兼室長	
		宮川ダム管理室長	
	伊勢建設事務所		副所長兼室長
	松阪地域防災総合事務所		副所長兼室長
	南勢志摩地域活性化局		副局長兼室長
市町	伊勢市	危機管理部 危機管理課	課長
		都市整備部 維持課	参事兼課長
		健康福祉部 高齢・障がい福祉課	課長
		健康福祉部 介護保険課	課長
	多気町	総務課	課長
		建設課	課長
		健康福祉課	課長
	大台町	総務課	特命監
		建設上下水道課	課長
		健康ほけん課(地域包括支援センター)	課長兼センター長
	玉城町	総務防災課	課長
		建設課	課長
		保健福祉課	参事兼課長
	度会町	みらい安心課 総務課	参事兼課長
		建設水道課	課長

		長寿福祉課	課長	
		産業振興課	課長	
	大紀町	防災安全課	防災安全課長	
		建設課	課長	
		健康福祉課	課長	
	南伊勢町	建設課	課長	
		防災安全課	課長	
		高齢者支援課	課長	
	企業		近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課	課長